

住み慣れた地域で安心して暮らすために 高齢者の在宅生活を支援します

一人暮らしなどの高齢者が健康で安心して暮らせるように、市は介護保険サービスの他にもさまざまな事業を行っています。
☎高年齢福祉課(☎504-2145、☎504-2136)

配食サービス

昼食または夕食を配達し、安否確認をします。原則として週5日以上の利用が必要です。介護保険の通所介護、訪問介護などを利用している場合は週3日以上でも利用可能です。

【対象】次の全てに該当する人

●おおむね65歳以上の人のみの世帯(または「長時間高齢者のみとなる世帯」、「高齢者と障害者からなる世帯」、「高齢者と18歳未満の子からなる世帯」のいずれか)に属している

●虚弱で調理が困難

【利用者負担額】1食514円(追加メニューを希望する場合は別途要)

介護用品の支給

1カ月当たり6,250円の範囲内で紙おむつ、尿とりパッド、介護用シート、おしりふき、使い捨て手袋を現物支給します。

【対象】次の全てに該当する人か、その人を介護する家族

- 市内に在住で、在宅で生活している
- 要介護4か5と認定されている
- 生活保護を受けている、または市民税非課税世帯に属している

自動消火器、電磁調理器(卓上)の給付

【対象】介護保険の要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助などの受給資格がある次の人

●自動消火器:寝たきりか一人暮らし

●電磁調理器:出火への配慮が必要な、一人暮らしか高齢者のみの世帯

生計中心者の課税状況 [※]	自動消火器	卓上電磁調理器
生活保護 [※] 市民税非課税	0円	0円
市民税所得割額 [※] が年額8千円以下	1万6300円 (1万6300円)	1万6300円
市民税所得割額 [※] が年額8千円を超える	2万4750円 (2万7280円)	1万7050円

()内は、すでに給付した機器が耐用年数を経過し、再給付を受ける場合の負担額

※平成30年度から市民税所得割額の税率は8%になりましたが、利用者負担額はこれまで通り6%の税率で算定した所得割額により決定します

この他にも、住宅改修費の補助などがあります。詳しくはお問い合わせください。

しっかり加熱と生肉からの汚染防止で 防ごう、カンピロバクター食中毒

湿度・気温が高くなるこの時期、細菌性の食中毒が起こりやすくなります。カンピロバクターという細菌による食中毒は、全国的にも件数が多く、年間を通して発生するため、特に注意が必要です。
☎食品保健課(☎241-7434、☎241-2567)

「新鮮だから安全」 ではありません

カンピロバクターは、主に、鶏、豚、牛などの腸管内にいる菌です。食肉に加工する際、加工に用いる器具などを介して肉の表面に菌が付くため、食肉には高い確率でカンピロバクターが付いています。

市保健所の調査では、市販の鶏肉

の約8割から、この菌が検出されています。

カンピロバクターに感染すると、1~7日後に下痢、発熱、腹痛などの症状があらわれ、多くの場合、治るのに1週間程度かかります。まれに重症化することもあり、子どもや高齢者など抵抗力の弱い人は、特に注意が必要です。予防のポイントを知り、食中毒を防ぎましょう。

予防のポイント

- ①肉を生や生焼けで食べない
 - 肉は中心部の色が変わるまでしっかり加熱(中心部を75℃以上で1分以上)
 - ミンチ、たれ付き肉、ホルモンは、肉の内部にも菌がいることがあるので特に注意
- ②生肉から他の食品への汚染を防止する
 - 生肉を取り扱った手や調理器具(包丁、まな板[※])はしっかり洗浄・消毒(肉を切った後のまな板で野菜などを切らない)
 - 肉汁をサラダなど生で食べるものや調理済みの食品に付けない



禁煙にチャレンジしましょう

新型コロナウイルス感染症 重症化の恐れも

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、喫煙は新型コロナウイルス感染症を重症化させるリスクがあるとして、世界保健機関(WHO)は、「禁煙」を呼び掛けています。
☎健康推進課(☎504-2290、☎504-2258)



たばこが 重症化リスクを招く

免疫力の低下や気道のウイルス排出機能の低下などにより、喫煙者は肺炎などの感染症にかかりやすく、重症化しやすいという報告があります。また、肺がんをはじめ脳卒中やCOPD(タバコ肺)など、喫煙はさまざまな疾病の原因となります。

この機会に禁煙を!

禁煙は、自力でも可能ですが、禁煙補助薬を利用すると、成功しやすくなります。医療機関の禁煙外来に相談しましょう。
禁煙後、早ければ1カ月ほどで免疫力が回復するといわれています。禁煙に今さら遅いということはありません。

5月31日~6月6日は禁煙週間です。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。

市HP ■ページ番号でさがす 2881

喫煙場所では 「3つの密」に気を付けて!

限られた空間で複数の人が利用する喫煙所は、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」の状態が生じる可能性があります。新型コロナウイルス感染症拡大防止には、「3つの密」を避けることが重要です。

- 混雑時の利用を避ける
- 人との距離をとる
- 間近で会話しない



中・小規模事業主の人は、雇用を維持するために 雇用調整助成金を申請しましょう

煩雑な申請手続きを分かりやすく解説した動画の配信や、社会保険労務士への報酬の補助などで、市が雇用調整助成金の申請をサポートします。

☎雇用推進課(☎504-2244、☎504-2259)

動画を見て 申請書を作ろう

市は、事業主の人が自身で申請書を作成できるよう、社会保険労務士による申請書作成手順を解説した動画を作成しました。制度の概要から申請書の書き方、添付書類の準備の仕方までを丁寧に解説しています。

下記の相談窓口でも電話相談を受け付けています。

市HP ■ページ番号でさがす 158934



社会保険労務士への 委託料を補助します

社会保険労務士へ書類作成を依頼したことにより発生した費用を市が補助します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

【対象者】市内に本社または主な事業所のある中小企業者と個人事業者

【補助額】上限10万円(補助率は10分の10)

市HP ■ページ番号でさがす 158936



相談窓口

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
☎0120-60-3999(毎日、午前9時~午後9時)

社会保険労務士による電話相談窓口
☎082-513-2831(6月30日まで毎日、午前9時~午後5時)

県社会保険労務士会 新型コロナウイルス感染症対策の労務管理・労働相談ダイヤル
☎0570-07-4864(第2・3・4の木曜日のみ、午前10時~午後4時)